

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和２年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する
報告書に付する文部科学大臣の意見

文部科学大臣意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和2年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次の通りである。

文 部 科 学 大 臣

令和2年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、プログラムディレクターとの協議の下、プロジェクトマネージャーの公募、選考及び採択を実施し、プロジェクト計画書の精査・調整を行うなど、計画通り研究開発プロジェクトが開始されるよう支援し、計画通り研究が開始された。
2. 加えて、内閣府及び文部科学省と協議・検討を行い、新たなムーンショット目標を策定するため、若手人材からのアイデアとそれを検討する目標検討チームの公募、選考及び採択を実施するなど、新たな目標検討のための必要な支援を実施した。
3. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。